

〔 〕内は、個人情報、企業機密、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

H-23005  
令和5年4月24日  
原子燃料工業株式会社  
熊取事業所

熊取事業所保安規定変更認可申請（本申請） コメント対応整理表（R5/4/11）

○4月11日コメント

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料
1	<b>【図面関係】</b> 本申請と設工認時で設備、建物名称が変更されているものがあれば説明すること。	保安規定では建物、部屋、設備・機器等の名称は設工認申請書に記載したものと整合させる方針としている。また、管理区域図といった建物や部屋の配置を示す図面についても、従来までの図面をより詳細化した設工認の図面に基づくものとする方針とし、補正申請にて図の修正等の対応を行う。これらの方針を示す参考資料1-3において、図表中の部屋名称が設工認申請書で示した名称と異なるものがあつたため、設工認申請書における名称に適正化し、資料を再提出する。	—
2	<b>【核的制限値関係】</b> 核的制限値の項目について、許可で記載されているが保安規定で記載のないものについて理由を説明すること。	保安規定別表4における制限値については、実際に当該設備を運転する際に取り扱う核燃料物質の管理状況を規定することとし、設工認申請書仕様書の記載を踏まえて適切に見直す。	—
3	<b>【記載の適正化関係】</b> 変更理由（3）「記載の適正化」としているもののうち、誤字の訂正以外のものの変更理由を説明すること。 また変更理由（1）について過去の審査時の修正と思われるものもあるので合わせて説明すること。	補正申請にて、変更理由の記載を整理し、誤字の訂正以外の「記載の適正化」について、その変更理由が明確となるよう修正する。 また、過去に事業変更許可申請を受けて変更した記載を一部修正する場合等、設工認の工事を伴わない変更についても、変更理由（1）「加工事業変更許可申請書を踏まえた変更」と整理していたがこれを見直し、併せて補正申請において対応する。	—
4	<b>【下位規定関係】</b> 許可で記載されている内容のうち、保安規定に記載されずに下位規定で定められているものについて資料上で読めないものがあるので、資料を充実させること。	事業許可／設工認の要求事項に対して、これに対応するために管理すべき項目については保安規定に記載し、管理の具体的な手順等については下位規定を含めた保安規定の文書体系の中で定める方針としている。したがって、保安規定に記載せずに下位規定で定めているものについて、その対応が読めるように、参考資料1-1、参考資料1-2の下位規定に定める内容を示す記載を追加する。	—

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料
5	<p><b>【設計想定事象関係】</b>            保安規定の添付、設計事象の発生時の手順について、許可での記載との整合性について、詳細に説明すること。</p>	<p>保安規定 添付 1 では、事業変更許可申請書に記載した設計事象の発生時の手順と整合がとれた手順を定めている。            ただし、以下に示す事項について、保安規定の記載を見直し、補正申請において対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業変更許可申請書に示した内部火災に関する対策から、火災を発見した者に粉末消火器による初期消火を実施させるのは環境安全部長とし、一方、火災が進展し非常時体制（緊急対策本部の設置）を取った場合の粉末消火器による消火の継続又は水消火設備による消火活動への切り替えを指示するのは所長とする整理をしている。現行の保安規定の記載では、事象の進展による主体の変更が明確となっておらず、実行性の観点から十分な記載となっていない。</li> </ul> <p>そのほか、同様の観点で保安規定の記載を確認し、適切なものに見直す。</p>	—